

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、**マイナンバーが記載されていないもの**を提出してください。

※②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
盛岡地方裁判所一関支部 執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☒ 令和	〇〇 年 (ケ, ヌ) 第〇〇号	物件番号 〇〇 「1, 2」「1~3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。	
(陳述書作成日)令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		(フリガナ) 代表者氏名	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 (印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所一関支部執行官室(☎0191-21-8001)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 14 日

盛岡地方裁判所一関支部

裁判所書記官 佐 藤 宏 幸

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 2 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 9 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日 場 所	令和 8 年 9 月 15 日 午前 10 時 00 分 盛岡地方裁判所一関支部売却場
売却決定 期日 場 所	令和 8 年 10 月 7 日 午後 1 時 00 分 盛岡地方裁判所一関支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 14 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- 1 所 在 大船渡市大船渡町字赤沢
地 番 53 番 3
地 目 宅地
地 積 399.78 平方メートル
- 2 所 在 大船渡市大船渡町字赤沢 53 番地 3
家屋 番号 53 番 3
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 74.50 平方メートル
2 階 24.74 平方メートル
(現況)
床 面 積 1 階 約 79.2 平方メートル
2 階 約 32.2 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 7月15日

盛岡地方裁判所一関支部

裁判所書記官 佐 藤 宏 幸

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 大船渡市大船渡町字赤沢
 地 番 5 3 番 3
 地 目 宅地
 地 積 3 9 9 . 7 8 平方メートル

- 2 所 在 大船渡市大船渡町字赤沢 5 3 番地 3
 家屋 番号 5 3 番 3
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 7 4 . 5 0 平方メートル
 2 階 2 4 . 7 4 平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1 階 約 7 9 . 2 平方メートル
 2 階 約 3 2 . 2 平方メートル



令和7年(ケ)第17号
令和8年2月5日受理
令和8年3月25日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所 一関支部
執行官 糠盛 誠一郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 所 在 地 目 地 積 | 大船渡市大船渡町字赤沢
53番3
宅地
399.78平方メートル |
| 2 | 所 在 地 目 地 積 | 大船渡市大船渡町字赤沢 53番地3 |
| | 家屋番号 | 53番3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 74.50平方メートル
2階 24.74平方メートル |

(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	未実施
土地	物件1
現況地目	■宅地（物件1） □公衆用道路（ ） □
形状	■公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり □土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者（A） □その他の者（ ） 上記の者が本土地上に 下記建物 を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点異なる（■主たる建物 □附属建物） □種類： □構造： ■床面積：1階 概測79.2平方メートル 2階 概測32.2平方メートル
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類： 構造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者（A） □その他の者（ ） 上記の者が本建物を 住居 として使用し占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

その他の事項

■物件1 土地関係

- 1 本土地は、物件2 建物の敷地として利用されている。
- 2 公図上、本土地の北側は道に接面している。現況、本土地の北側は幅員約4.8メートルの舗装市道（雇用促進住宅線）に接面している。
当該市道から本土地にかけては、北側から緩やかなスロープ状の傾斜を呈しており、本土地は当該道路面より約1メートル低位に位置する。当該低位部には物件2の建物が存する。なお、本土地の底地は概ね平坦である。
- 3 本土地は隣地と高低差がある。北西側の擁壁が、本土地に越境している可能性がある。
- 4 本土地の南西に工作物（物置）が設置されている。

■物件2 建物関係

- 1 Aの陳述及び建物内の状況から、Aが住居として、本建物を使用し占有しているものと認められる。
- 2 本建物については、Aの陳述によれば、本件とは関連しない理由によりリフォーム工事が現在中断されている。調査の為に立ち入った際においても、建物間取図に示す箇所等において工事の中断が確認された。
- 3 本建物には増築が見られた。現地で概測し、机上で概算した結果は、2枚目にて示すとおりである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (物件 1、2 所有者)	私は、物件 1、2 の所有者です。調査に立ち会います。 私が住居として使用しています。 建物のリフォームについて、施工業者と施工内容について話し合 いがつかず、中断しています。 現在はトイレ以外の水回りが使用できません。 南北の擁壁について、土地の境界はよくわかりません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年2月6日(金)	執行官室	課税関連資料申請 (郵送)
令和8年2月6日(金)	執行官室	登記関係資料申請 (郵送)
令和8年2月6日(金)	執行官室	市道調査 (FAX)
令和8年3月5日 (木)	執行官室	期日通知 (郵送)
令和8年3月19日 (木) 12:50~14:30	物件所在地	A立会の上、物件に立入調査 評価人同行

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日

威力の行使の可能性があった為、立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

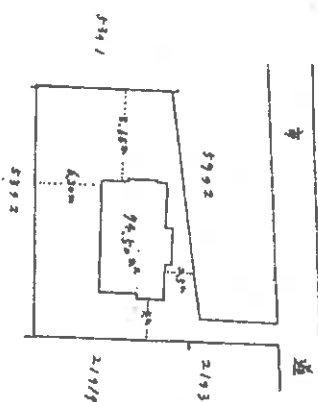


+76230.802 (座標値単位：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	大船渡市大船渡町字赤沢				地番	53番3			
出力尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成3年10月				備付年月日(原図)			補記事項		

[illegible]

作 者	健 年 月 日
作 製	昭和 44 年 10 月 9 日

申請人

尺縮

 $\frac{1}{5}$

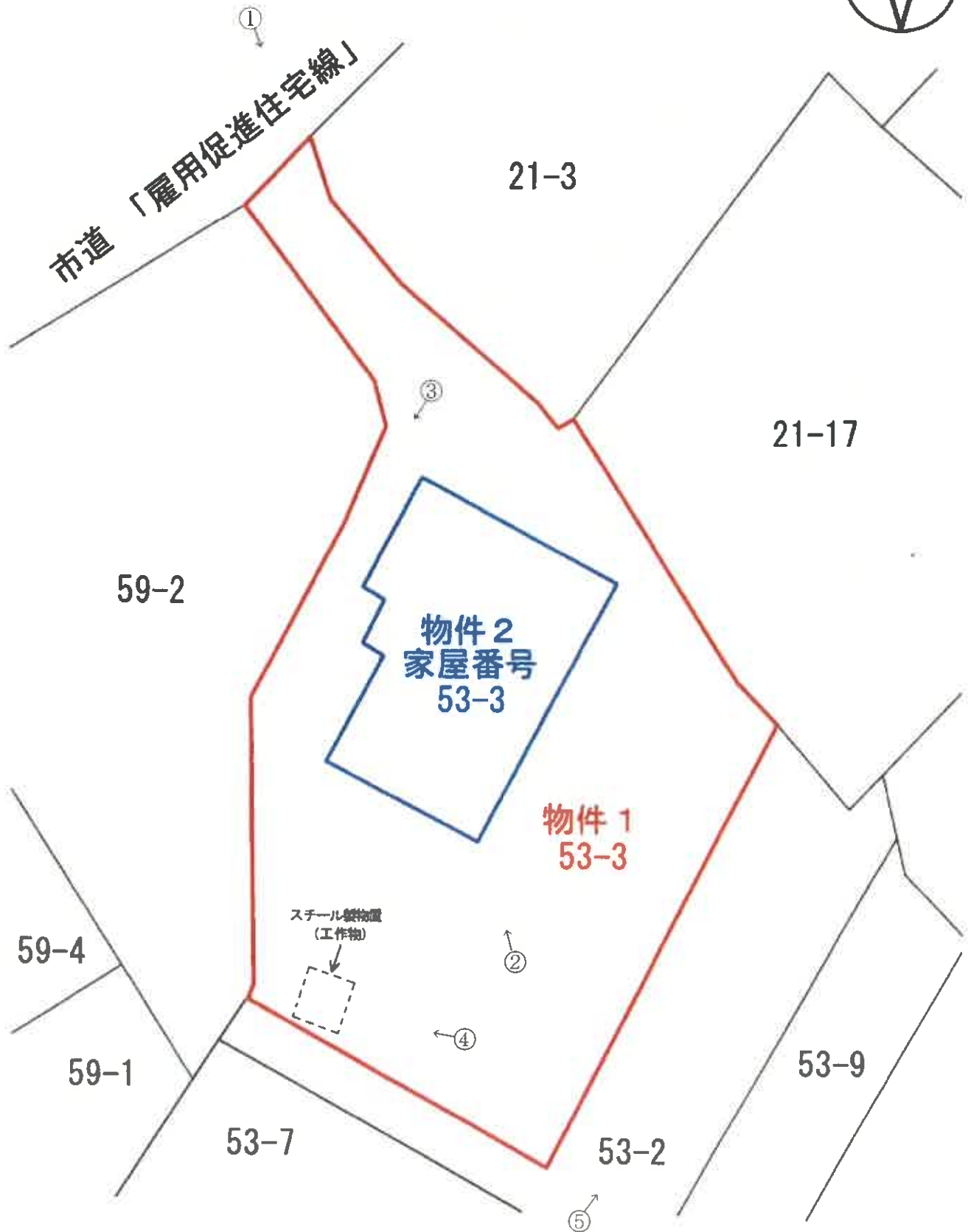
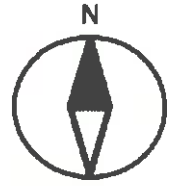
(紙用社会在霜强地固密)

昭和42年10月13日

A 3 判を A 4 判に縮小

家屋番号	53-3	各階平面図	昭和42年10月13日																								
建築物の所在	大船渡市大船渡町今条次53番地3	2 階 1 階	<table border="1"> <tr> <td>10.90</td> <td>16.36</td> <td>12.32</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>2.64</td> <td>10.91</td> <td>2.31</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>2.61</td> <td>10.24</td> <td>0.68</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>2.93</td> <td>10.45</td> <td>1.22</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>81</td> <td></td> <td>99.50</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>(m²)</td> <td></td> <td>99.50</td> <td></td> </tr> </table>	10.90	16.36	12.32	40	2.64	10.91	2.31	24	2.61	10.24	0.68	84	2.93	10.45	1.22	85	81		99.50	33	(m ²)		99.50	
10.90	16.36	12.32	40																								
2.64	10.91	2.31	24																								
2.61	10.24	0.68	84																								
2.93	10.45	1.22	85																								
81		99.50	33																								
(m ²)		99.50																									
縮尺	1/200	(協同土地家屋調査士会 蔵)	昭和42年10月13日																								

令和7年（ケ）第17号
土地建物位置関係図

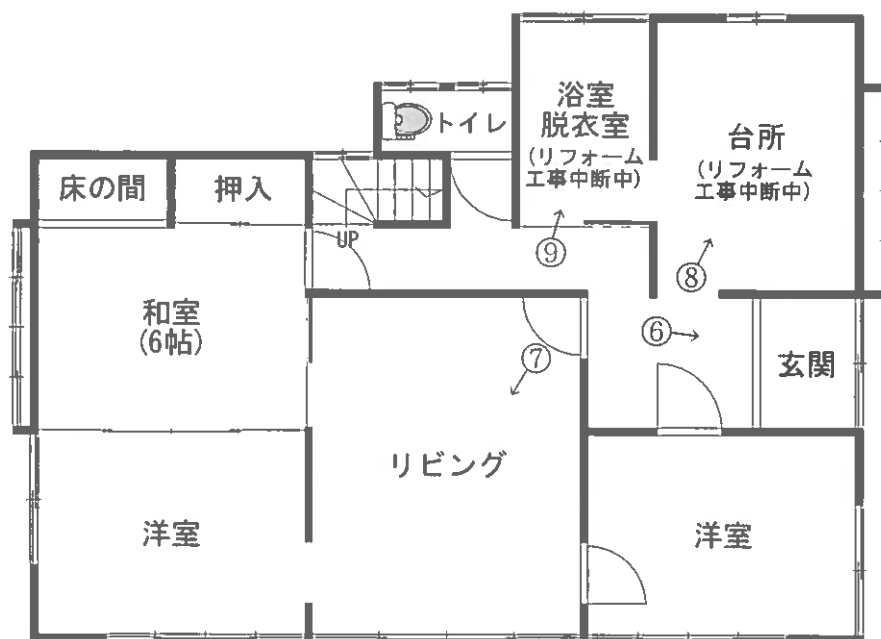


1/200

←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
土地の形状および建物の位置関係は概略を記載したものである。
(9 枚目)

令和7年（ケ）第17号
 物件2 家番53番3
 間取図

1 階



2 階



1/100

←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
 建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。
 (10 枚目)

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真 9



写真 1 0



令和7年（ケ）第 17 号
令和8年3月19日 現地調査
令和8年3月30日 評価

盛岡地方裁判所 一関支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

新沼 輝雄

第1 評価額

一括価格	
物件1、2	金3,730,000円
内訳価格	
物件1（土地）	金2,330,000円
物件2（建物）	金1,400,000円

- ① 一括価格は、各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1 (土地)	所在地 在番 目積	大船渡市大船渡町字赤沢 53番3 宅 地 399.78m ²	同 左
2 (建物)	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	大船渡市大船渡町字赤沢53番地3 53番3 居 宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1階 74.50m ² 2階 24.74m ²	1階 概測 79.2m ² 2階 概測 32.2m ²
番号	特 記 事 項		
2	未登記増築部分の存在等により、現況床面積は登記床面積と相違している。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR大船渡線BRT「地ノ森」駅の南西方・約500m 最寄バス停「赤沢新田」停の西方・約230m 大船渡市役所の南東方・約2.0km 市立大船渡北小学校の北東方・約800m （以上道路距離）	
付近の状況	対象物件が存する地域は、大船渡市中心部近郊の高台に存する既成の住宅地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 第一種住居地域 60% 200% なし 特になし
画地条件	地積 間口 奥行 形状 接道状況 地勢 高低差	399.78㎡ 約3.5m 約13～18m（有効宅地部分） 不整形（いわゆる旗竿地） 中間画地 有効宅地部分は概ね平坦。路地状部分は接道部から有効宅地部分へと下る傾斜地。 有効宅地部分は路地状部分が接面する道路面より1m程度低い。また、隣接地と高低差を有する。（下記「特記事項」欄参照）
接面道路の状況	北西側 幅員約4.8m 舗装市道「雇用促進住宅線」 （建築基準法第42条第1項1号道路） 接道部は概ね等高に接面	
土地の利用状況等	物件2の建物の敷地として、建物所有者が占有している。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：なし 下水道：あり （注）「あり」とは当該供給処理施設が対象物件の敷地内に引込まれていることをいう。「なし」とは対象物件の敷地内に引込まれていないことをいう。	

特 記 事 項	・ 隣接地と高低差を有し、特に有効宅地部分の北東側と南東側は隣接地より4m程度高く、擁壁（石積、コンクリート、コンクリートブロック）が設置されている。 ・ 有効宅地部分の北西側から西側にかけて、対象土地より高い隣接地の擁壁（石積、コンクリートブロック）が越境している可能性がある。 ・ 対象土地の土壌汚染の可能性について、登記記録の履歴及び現地調査の結果、特に疑義が生じるような土地利用は確認されず、土壌に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。ただし、土壌汚染の有無は指定調査機関などの専門家による調査でなければ確定できない。 ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されておらず、工事の際の届出は不要であるが、「赤沢遺跡」の隣接地の扱いとなっており（市教育委員会 教育総務課 文化財係に確認）工事等の際は注意が必要である。 ・ 対象土地内、南西角付近にスチール製物置（工作物）が設置されている。
----------------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日（登記記載） 昭和42年1月6日新築 経過年数（新築時より） 約 59年 経済的残存耐用年数 認められない
仕 様	構 造：木造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：サイディング 内 壁：クロス、板張り等 天 井：板張り、クロス等 床：フローリング、畳等 設 備：電気、給排水、給湯等 その他：特になし （注）建物に付属する各種設備については動作確認まではできないため、使用 可能か否かは不明である。
床面積（現況）	第3目的物件欄記載の通り 各階に未登記増築部分があり、また登記床面積に出窓が含まれている ため、現況床面積は登記床面積と相違している。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：建物間取図の通り
品 等	普通
保守管理の状態	建築後相当の期間が経過し、相応の老朽化が認められる。 また、床板に、柔らかくなっている箇所、たわみが生じている箇所 が散見される。
建物の利用状況	居宅として、建物所有者が使用・占有している。
特 記 事 項	- 以下の未登記増築部分が存する。（添付「建物間取図」参照） 1階の台所の一部（概測6.6㎡）、2階の納戸（概測7.5㎡）。 所有者の陳述によると、いずれも25年程度前の増築。 固定資産課税台帳等では、1階の増築部分が記載されており、昭 和60年の増築となっている。 - 調査日現在、台所と浴室は、所有者が使用資材等に不満を有して いるため、リフォーム工事が中断している。 現在の状況は、概ね以下のとおりで、シンク、バスタブ等の設備 は一切ない状態である 台所：天井、内壁は、新しい下地材が張られた段階。床も下地材 のみの状態であるが、既存のものか、新規のものかは不詳。 浴室：天井、内壁は、大半の下地が取り除かれた段階。床は既存 のものとみられるコンクリートのたたきの状態。 - 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場 調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性 は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調 査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次の通り求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	32,800	0.650	399.78	0.70	5,970,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 《 大船渡(県)－3 》

地価調査価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $35,900\text{円/㎡} \times 98.8 / 100 \times 100 / 102.0 \times 100 / 106.1 \div 32,800\text{円/㎡}$

◇時 点 修 正：地価調査価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標 準 化 補 正：画地条件（方位）+2%

◇地 域 格 差：街路条件（幅員）+1%、環境条件（地勢）+5%

以上相乗積 +6.1%

イ 個 別 格 差：画地条件（形状）▲15%、同（間口狭小）▲10%

同（一部擁壁地）▲15% 以上相乗積 ▲35.0%

ウ 地 積：公簿数量を採用。

エ 建付減価補正率：建物の老朽化により建物と敷地との適応の状態が劣ることを考慮して査定した。

② 物件2（建物）

当該建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ÷エ
2	150,000	111.4	0.015	250,000

ウ 現価率：

定額法による耐用年数に基づく方法（残価率として5%と査定）と観察減価法（建物の老朽化の程度、保守管理の状況等を勘案し、－70%と査定）を併用して下記の通り査定した。

現価率 $0.05 \times (1 - 0.70) = 0.015$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権価格を控除し、建物については土地利用権価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記の通り評価額を求めた。

① 土地利用権価格

物件 番号	建 付 地 価 格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土 地 利 用 権 価 格 (円) ア × イ ÷ ウ
1	5,970,000	0.35	法定地上権	2,090,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 35%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ) × ウ × エ × オ
1	5,970,000	−2,090,000		1.00	0.60	2,330,000
2	250,000	+2,090,000	1.00	1.00	0.60	1,400,000
一括価格（合計）						3,730,000

ウ 占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。

エ 市場性修正：修正の必要はないものと判断した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第 6 参考価格資料

【地価調査基準地価格】（大船渡（県）－ 3 ）

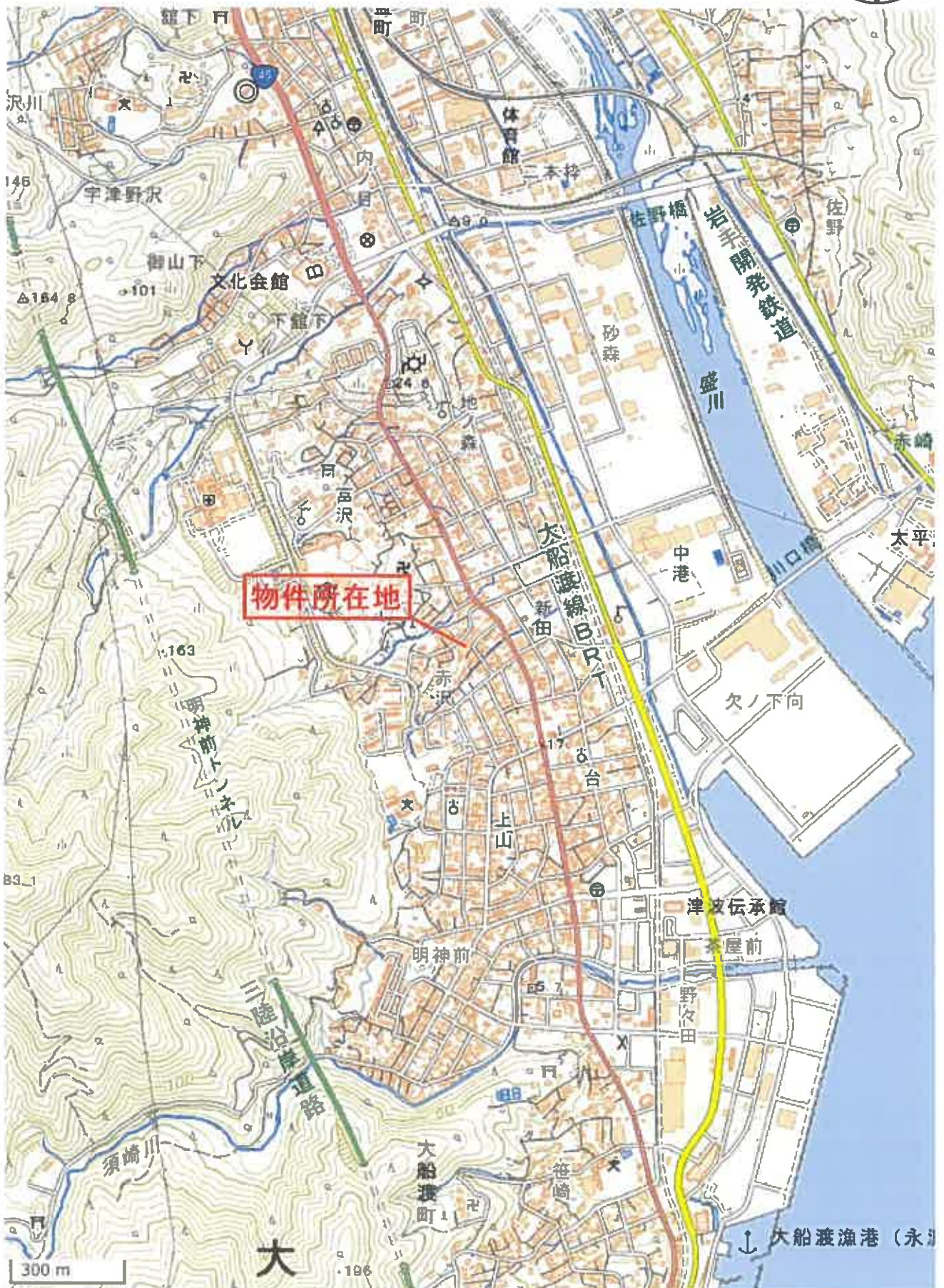
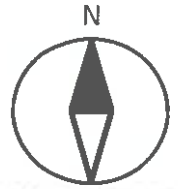
所 在： 大船渡市大船渡町字地ノ森38番20
価 格： 35,900円／ m^2
位 置： J R 大船渡線 B R T 「地ノ森」 駅の北西方約500m
価 格 時 点： 令和7年7月1日
地 積： 300m^2
供給処理施設： 水道、下水
接 面 街 路： 南西側幅員約6m舗装市道
用 途 指 定 等： 非線引都市計画区域、第一種住居地域
建蔽率60%、容積率200%
地 域 の 概 要： 中規模一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

第 7 附属資料の表示

位置図
公図写
建物図面・各階平面図写
土地建物位置関係図
建物間取図

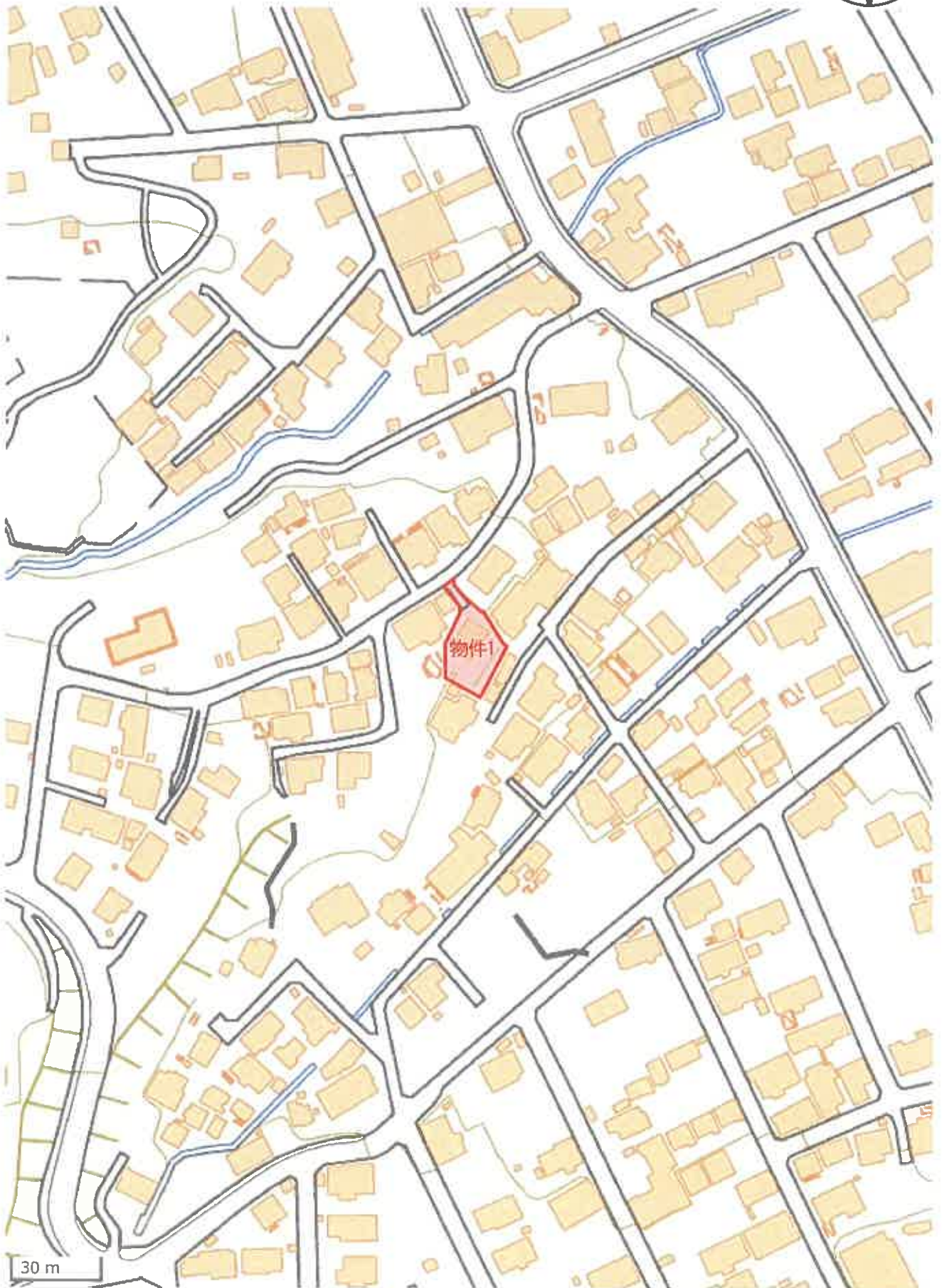
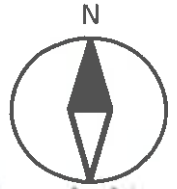
以 上

位置図

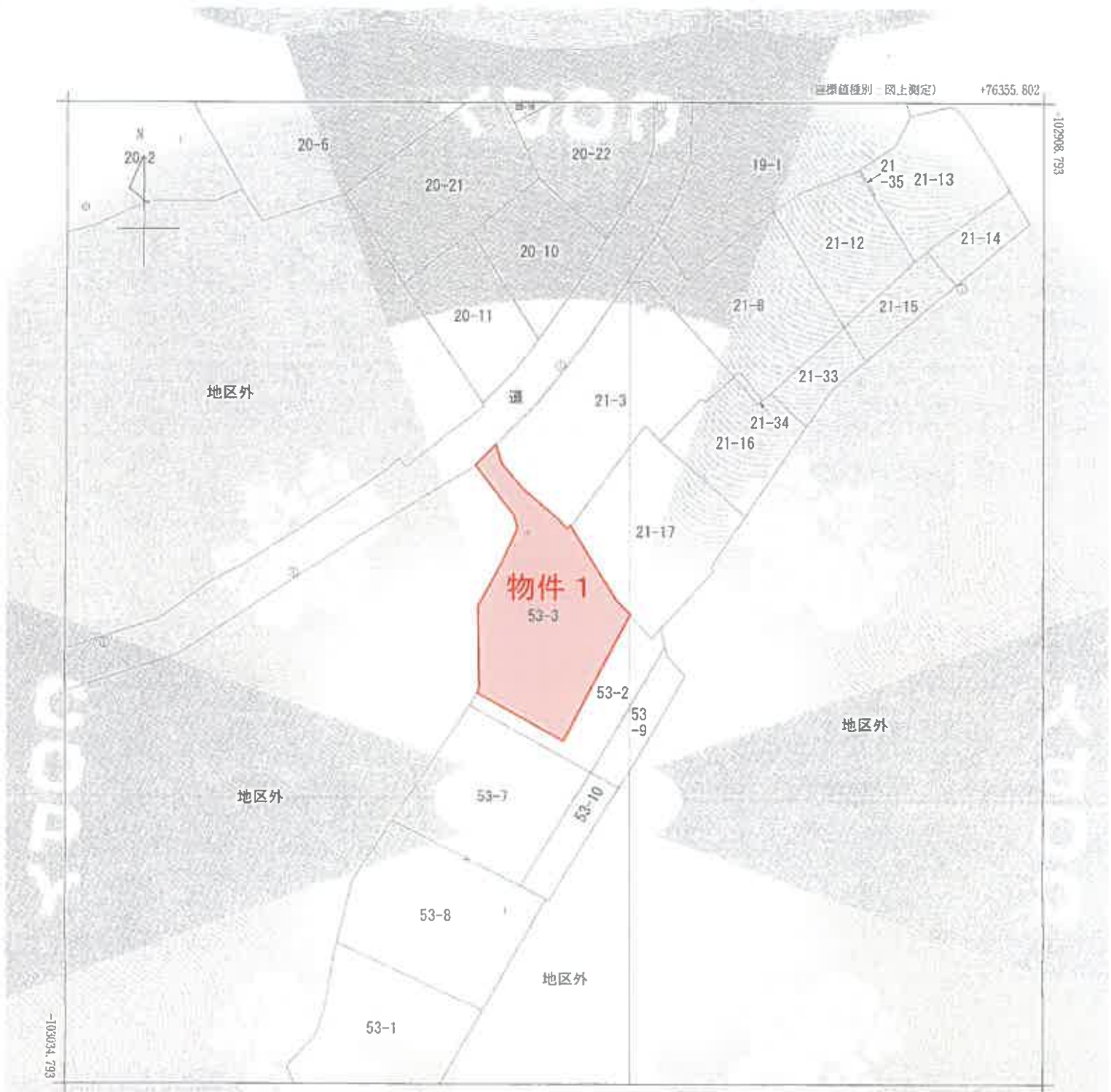


国土地理院の電子地形図を加工して作成

位置図



国土地理院の電子地形図を加工して作成



+76230.802 (座標値種別：図上測定)
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011 par)による修正がされています。



部 分	所 在	大船渡市大船渡町字赤沢				地 番	53番3			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 分 区	甲三	座 標 系 番 号 又 は 記 号	X	分 類	地図(法第14条第1項)		種 類	地籍図
作 成 年 月 日	平成3年10月				備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(盛岡地方法務局大船渡出張所管轄)

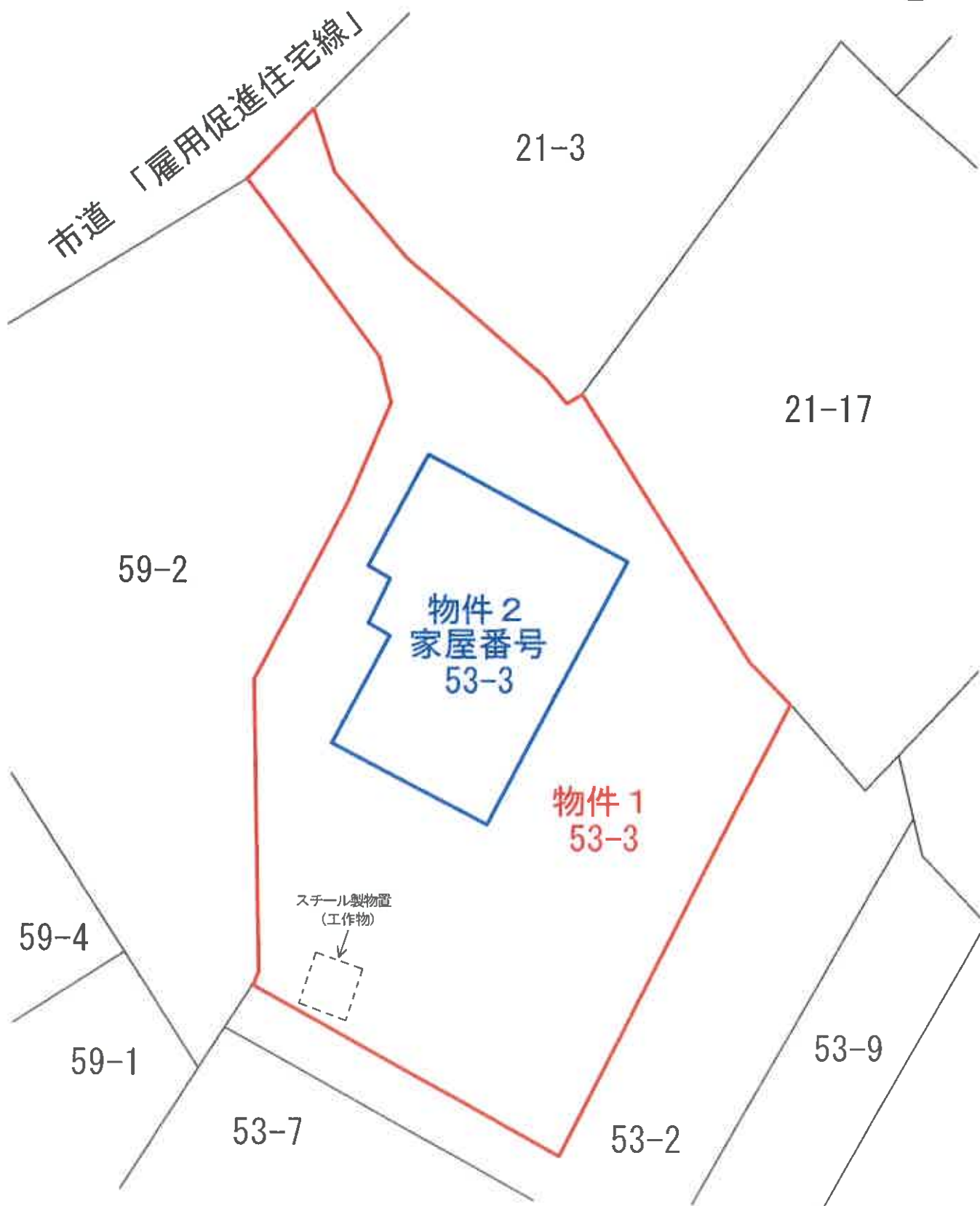
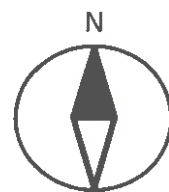
令和7年12月1日
広島法務局

地図整理番号：M06766
(1/1)

登記官

A 3 → A 4 縮小版

土地建物位置関係図



建物間取図

1 階



■ 未登記増築部分

2 階

